

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	契約検査課
委 託 業 務 名	入札参加申請受付・審査業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	入札参加申請の受付業務及び審査業務
契 約 期 間	令和4年10月3日 から 令和5年3月3日まで
契 約 年 月 日	令和4年9月30日
契 約 単 価	1件あたり1,700円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市末広町2-1 〔名 称〕 滋賀県行政書士会 会長 井上 超由
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当業務については、行政書類の審査という特殊性に鑑み、専門的な知識や経験を有することや、限られた期間内に正確かつ適正に書類の審査を行うことが求められる。また、申請者が作成する申請書の様々なケースの不備について、申請者に分かりやすく説明し、納得を得たうえで書類の補正を促す必要がある。 滋賀県行政書士会は、行政書士法の規定に基づき行政関連書類の作成・取扱いを業としている団体であり、滋賀県の実施する建設業に係る経営事項審査を受託している。2ヶ月という限られた期間の中で正確な処理を行う人材を確保できる同会と随意契約により契約の締結を行うものである。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。